

前回定例会（平成18年7月5日）以降の行政の動き

平成18年8月2日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 福島第一原子力発電所における計器の設定誤り等への対応について（7月6日）

原子力安全・保安院は、標記の発電所における可燃性ガス濃度制御系（FCS）の流量計の表示が誤って表示されているものが確認されたことを踏まえ、東京電力株式会社に対し、原子力発電所に設定されている全ての計器について、適正な指示値を示すことについて点検を行うよう指示。保安規定に定める監視に用いている計器及び定期検査の判定基準を満たすことの確認に用いている計器については、優先的に点検し、東京電力の計画では、7月中にはそれを終え、報告の予定。

2. ㈱東芝製原子炉給水流量計等に係る原因究明及び再発防止策に関する改善について（実流量試験データ不正について）（7月7日）

原子力安全・保安院は、不適切なデータ処理に関する原因究明やその再発防止策の妥当性及び実施状況を確認するため、平成18年6月22日及び23日に株式会社東芝へ立入調査を実施。その結果、改善すべき事項が認められた（①組織内におけるコミュニケーションを阻害する要因の更なる分析とコンプライアンス意識を維持する方策の検討、②経営者コミットメントの定着状況に関する評価方策の検討及び③改善をさらに進めるマネジメントレビューの実施）ので、株式会社東芝に対して、平成18年8月7日までに改善策及びその実施状況を報告することを求めた。

3. 「検査の在り方に関する検討会中間報告書（案）」意見募集開始（7月13日）

原子力安全・保安院は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会検査の在り方に関する検討会において議論を進めてきた「検査の在り方に関する検討会中間報告書（案）」を取りまとめたので、7月13日より8月13日までの期間で意見募集を行っている。

4. 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第3号機における原子炉冷却材再循環系配管の欠陥に関する評価の妥当性確認の結果について（7月24日）

原子力安全・保安院は、電気事業法第55条第3項の規定により、平成18年7月12日に東京電力株式会社から報告のあった、柏崎刈羽原子力発電所第3号機第9回定期検査期間中に確認されたオーステナイト系低炭素ステンレス鋼製原子炉冷却材再循環系配管（PLR配管）の欠陥に関する評価の対象、方法及び結果について評価を行い、その結果妥当であることを確認。

5. 耐震・構造設計小委員会（第7回）開催（7月25日）

原子力安全・保安院は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会（第7回）を開催。①新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認や②女川原子力発電所における宮城県沖の地震時に取得されたデータの分析・評価および耐震安全性評価などが議題。次回は、8月8日（火）開催予定。

6. 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等（平成18年度第1四半期）の原子力安全委員会への報告について（7月27日）

原子力安全・保安院は、平成18年度第1回保安検査の結果及び平成18年度第1四半期（平成18年4月1日～6月30日）において確認された保安規定の遵守状況等について、原子力安全委員会に報告。「違反」に該当する事項は認められなかった。

柏崎刈羽原子力発電所においては、「マネジメントレビューの実施状況」を中心に検査を行い、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好であった。東芝流量計問題に係る再発防止対策実施状況の確認も行った（本店検査）。「原子力安全・品質検討会」の開催、協力企業に対する監査の実施、調達管理関連マニュアル類の見直し等が実施されつつあることを確認。一方、取引先登録制度において、調達先の品質保証体制を含む技術審査等において改善すべき事項が認められたことから、今後の日常巡視、保安検査等によって改善状況を確認することとしている。

7. 定期安全管理審査の評定結果の通知について（7月31日）

独立行政法人原子力安全基盤機構から審査結果の報告のあった東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所第2号機第1回定期安全管理審査と同発電所第6号機第2回定期安全管理審査について、規定に基づき評定を実施し、評定の結果を事業者等に通知。いずれも改善が必要と判断された事項はあったものの、重大な不適合と判断されるものは認められず、B（当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る）の評定となった。

以上